

議案第 9 号

木津川市立学校給食センター条例の一部改正について

木津川市立学校給食センター条例（平成 1 9 年木津川市条例第 8 8 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

木津川市立学校給食センターに配置する職員の職名について整理し、組織運営の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市立学校給食センター条例の一部を改正する条例（案）

木津川市立学校給食センター条例（平成19年木津川市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、学校給食法」を「学校給食法」に改める。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 栄養教諭

第6条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 栄養教諭は、献立表の作成、栄養管理、衛生管理、食材管理及び食に関する指導を行う。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、第5条第3号に規定する栄養教諭を除く。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料（議案第9号）

木津川市立学校給食センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
(設置)	(設置)
第1条 <u>学校給食法</u> （昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、木津川市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。	第1条 <u>この条例は、学校給食法</u> （昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、木津川市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。
第2条～第4条 （略）	第2条～第4条 （略）
(職員)	(職員)
第5条 給食センターに、次の職員を置く。	第5条 給食センターに、次の職員を置く。
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）
<u>(3) 栄養教諭</u>	
<u>(4)～(6)</u> （略）	<u>(3)～(5)</u> （略）
(職務)	(職務)
第6条 給食センター職員の任務は、次のとおりとする。	第6条 給食センター職員の任務は、次のとおりとする。
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）
<u>(3) 栄養教諭は、献立表の作成、栄養管理、衛生管理、食材管理及び食に関する指導を行う。</u>	
<u>(4)～(6)</u> （略）	<u>(3)～(5)</u> （略）
(任免)	(任免)
第7条 職員の任免は、教育委員会が行う。 <u>ただし、第5条第3号に規定する栄</u>	第7条 職員の任免は、教育委員会が行う。

養教諭を除く。

第8条～第11条 (略)

第8条～第11条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 9 号 木津川市立学校給食センター条例の一部改正について		
担 当 課	学校教育課 学校教育係		
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	栄養教諭の職務は、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うこととされており、このうち、学校給食の管理として、栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等が給食調理現場における業務となります。 3つの学校給食センターでは、それぞれ栄養教諭がこの業務を行っていますが、現行の木津川市学校給食センター条例において、栄養教諭の職が規定されていないため、この位置付けを明確化して組織運営の適正化を図るものです。		
提案に至るまでの経緯	・平成17年度 栄養教諭制度の創設 ・平成18年度 木津川市発足 ・平成19年度以降 栄養教諭が配置 ・合併前の木津町・山城町、また合併後の木津川市の学校給食センター条例において、栄養教諭の職が未規定 ・平成31年1月31日 教育委員会にて条例改正案可決		
市 民 参 加 の 状 況	☐ 有 ☒ 無		
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	4 豊かな心を育む教育・文化の創造	
	施 策 目 標	(2)一人ひとりの子どもの可能性を伸ばす教育の充実と地域連携	
	施 策	20 子どもの教育環境の充実	
	施策の実現に向けた主な取り組み	①教育施設の整備	
	主な事業等	学校給食環境の充実	
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☐ 複数年度 (年度)		
将来にわたる効果及び経費の状況	木津川市立学校給食センターの適正な運営に資するものです。		